

八王子医療刑務所用地活用検討専門家会議設置要綱

(設置)

第1条 本市が、移転が計画されている八王子医療刑務所の用地の活用に向けた検討を進めるにあたり、検討内容の妥当性や実現性等について、多様な専門性の観点からの助言を得るため、八王子医療刑務所用地活用検討専門家会議（以下、「専門家会議」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 専門家会議は、次に掲げる事項について、専門的知見から議論する。

- (1) 八王子医療刑務所用地の活用に係る事項に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 専門家会議は、学識経験を有する委員5名以内で構成する。

- 2 専門家会議に座長を置き、委員の互選により定める。
- 3 専門家会議に副座長を置き、座長が指名する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 専門家会議の会議は、座長が進行する。

- 2 専門家会議の会議は、公開するものとする。ただし、専門家会議の決定により公開しないことができる。
- 3 この会議には、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 専門家会議の庶務は、都市計画部都市総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年1月17日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日をもって廃止する。

八王子医療刑務所用地活用検討専門家会議委員名簿

- ・ 西浦 定継（座長）明星大学 理工学部 教授
- ・ 中庭 光彦（副座長）多摩大学 学長室長 経営情報学部 准教授
- ・ 根本 忠宣中央大学 商学部 教授
- ・ 葉袋 奈美子日本女子大学 家政学部 准教授
- ・ 黒瀬 武史東京大学大学院 工学系研究科 都市工学専攻 助教